

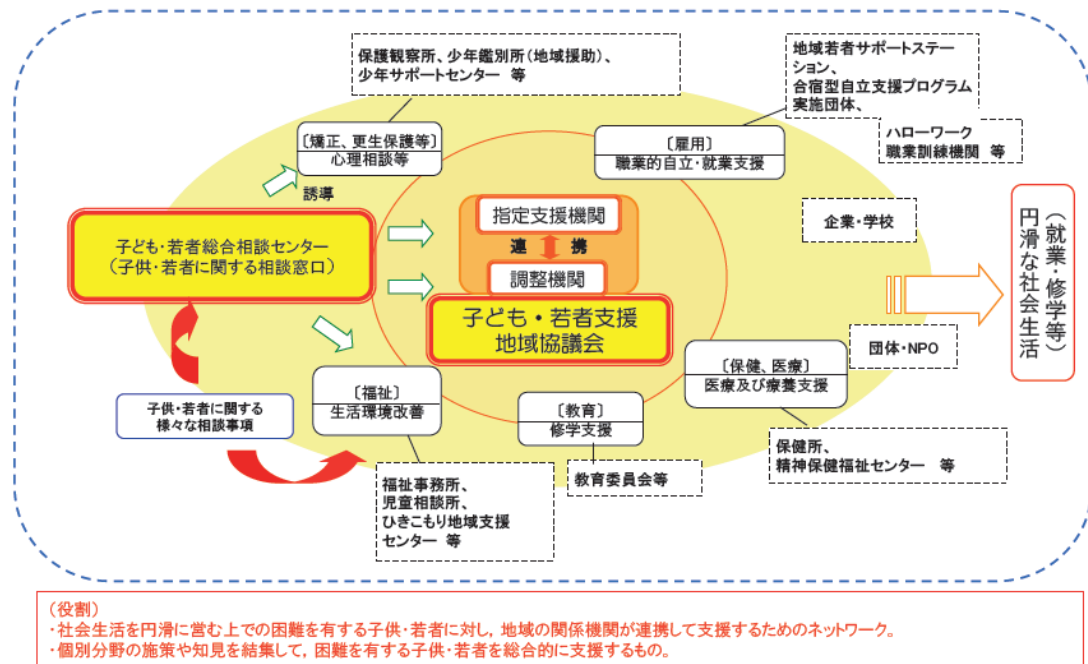


### 「地域における非行の未然防止等のための支援」

内閣府は、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に努力義務が課されている「子ども・若者支援地域協議会」※2 の設置及び「子ども・若者総合相談センター」※3 としての機能を担う体制の確保が、非行の未然防止等にも有効であるとの観点に立ち、研修会や連絡会議の開催等を内容とした「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施しているほか、2019 年度(令和元年度)から、SNS 相談の試行や会合等の開催を内容とした「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」を実施している。2020 年(令和 2 年)3 月現在、126 の地域に「子ども・若者支援地域協議会」が、92 の地域に「子ども・若者総合相談センター」がそれぞれ設置されている(資 4-59-1 参照)。

また、若者支援に当たる人材の養成が、非行の未然防止等にもつながるとの観点に立ち、2010 年度(平成 22 年度)から、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、特定非営利活動法人等の職員を対象として、適切な支援に必要な知見等の習得を目的とする研修等を実施しているほか、2017 年度(平成 29 年度)からは、各地域において伴走型の支援を行うに当たって必要となる専門的な知識や技能を分野横断的に整理・共有して習得することを目的とする研修を新たに実施している。

資 4-59-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：内閣府資料による。

- ※1 地域若者サポートステーション  
働くことに悩み・課題を抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。通称「サポステ」。
- ※2 子ども・若者支援地域協議会  
関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るために地方公共団体が設けるもの。
- ※3 子ども・若者総合相談センター  
子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として地方公共団体が設けるもの。

# 「東京都若者総合相談センター若ナビα」

東京都若者総合相談センター「若ナビα(アルファ)」は、東京都に居住の若者やその家族を対象とした無料相談窓口で、非行歴のある若者の就学・就業等の自立に向けた相談も受け付けています。電話相談以外にも、メール相談、LINE 相談及び事前予約制の来所相談を受け付けており、社会福祉士等の専門の職員が、必要に応じてその方に合った専門の支援機関を紹介するものです。

- 電話相談:03-3267-0808
- 受付時間:月曜日から土曜日まで 11:00~20:00(年末年始を除く)
- その他:メール相談, LINE 相談, 来所相談(事前予約制)
- お問い合わせ:東京都都民安全推進本部若者支援課

## 「福祉的支援担当者研修」

例年、管内刑事施設及び少年院に配置されている社会福祉士等を対象に、「専攻科福祉的支援担当者研修」を開催しているところですが、今年度については、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、テレビ遠隔システムによる開催となりました。

### 【令和2年度専攻科福祉的支援担当者研修】

- 研修実施日:令和2年11月2日(月)
- 研修対象者:特別調整等の福祉的支援を担当する社会福祉士等
- 研修講師:埼玉県地域生活定着支援センター職員ほか
- 研修カリキュラム:関係機関との連携, 再犯防止施策の動向, 農福連携, 包括的就労支援

## 「受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会」

例年、管内刑事施設の保護業務を担当する職員等を対象に、「受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会」を開催しているところですが、今年度については、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、書面による開催となりました。

### 【令和2年度受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会 協議事項】

- 福祉的支援を円滑に実施するために地域と連携し, 実施している取組について
- 刑期が短い等の理由で特別調整に該当しないものの, 福祉的支援の必要がある者への取組について
- 福祉的支援を円滑に実施するための社会福祉士等の専門性を生かした取組について
- その他, 福祉的支援を円滑に行うに当たり, 工夫している事項や困難が生じている事項等